第2章　市民と行政が協働するまち

施策 4　市民活動を育成・支援する

前期基本計画での取組状況

市民活動団体の拠点施設として、交流の場の提供、市民活動に関する相談、市民活動講座や交流会の開催、活動情報の収集・提供などを行う熊谷市市民活動支援センターを設置しました。

また、市民活動を育成・支援するため、市民活動団体と市が協働して行う「熊谷市協働事業提案制度 市民協働『熊谷の力』事業」を創設するとともに、市民活動を始めたい団体や活動を拡大したい団体に対して「熊谷市民公益活動促進事業はじめの一歩助成金」を交付するほか、熊谷市ホームページの市民活動情報サイトの運営、熊谷市市民活動団体イベント情報誌や冊子「熊谷市市民活動団体リスト～新自熊人（しんじゆうじん）～」の発行などにより、市民活動情報を発信しました。

さらに、熊谷市市民活動イメージキャラクター「ニャオざね」による市民活動のイメージアップなどを行いました。

現状と課題

近年、少子高齢社会の進行、核家族化など社会の変化とともに、人々の生活様式や価値観の多様化、地域コミュニティの希薄化がみられ、少子化に関連した子育て支援、高齢社会に対応した介護予防や地域の見守りといった課題が明らかとなり、特に東日本大震災以降、市民の力、地域コミュニティの重要性がますます高まっており、被災地域への支援をきっかけとした、新たな市民交流も始まっています。

また、現在、地域で活動する方々、これまであまり積極的に地域に関わってこなかった方々が交流を深め、地域で活躍することができるように環境を整備し、地域力の向上に向けた取組を支援することが重要です。

「市民にできること（自助）」、「地域にできること（共助）」、「行政が行うこと（公助）」は何があるかを再確認した上で、それぞれがその役割を果たすという原点に立ち返り、市民と行政が力を合わせ、協働のまちづくりを進めていくことが求められています。



市民協働「熊谷の力」熊谷式運動場等芝生化事業

基本方針

協働のまちづくりを推進するため、様々な市民活動を支援するとともに、地域主体によるまちづくりを推進します。特にこれまであまり積極的に地域に関わってこなかった方々が活躍できる環境を整備します。

施策の体系

市民活動を育成・支援する
- 4　市民活動を支援する
- 5　市民活動の中心となる人材を育てる
- 6　地域コミュニティ活動を充実する

単位施策

4　市民活動を支援する

公益的市民活動を支援、育成することにより、さまざまな市民活動を活発化します。

主な事業

- 市民活動支援制度
- 協働事業提案制度
- 市民活動に関する情報の発信

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
市内のＮＰＯ法人の数	36 法人	45 法人	62 法人	75 法人（60 法人）↗
協働事業提案制度における提案数	―	5 件	9 件	10 件（10 件）

単位施策

5　市民活動の中心となる人材を育てる

市民活動の活発化を図るため、活動の中心となる人材の育成を図ります。また、市民が主体となった持続的なまちづくりを支援するため、人材育成、交流、情報交換などの機能を備えた市民活動支援センターの充実を図ります。

主な事業

- 市民活動講座の開催
- 青少年相談員の支援
- 市民活動支援センターの運営

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
市民活動団体の登録数	37 団体	70 団体	83 団体	100 団体（100 団体）
市民活動講座の参加者数	―	300 人	231 人	480 人（480 人）
青少年相談員の数	35 人	40 人	27 人	45 人（45 人）

単位施策

6　地域コミュニティ活動を充実する

それぞれの地域が自主的、自発的に活動を展開することにより、地域コミュニティ活動の充実を図ります。

主な事業

- 市民まごころ運動推進事業
- 地域づくり応援事業
- 自治会活動推進事業
- コミュニティづくり推進事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
市民活動保険登録団体数	683 団体	900 団体	1,053 団体	1,200 団体（1,100 団体）↗
地域コミュニティ活動に参加したことのある市民の割合	30%	40%	36%	50%（50%）



ニャオざねまつり



市民活動支援センター登録団体「活動の足跡展」



地域づくり応援事業　大幡小学校区連絡会による「農業体験」事業

施策 5

人権尊重のまちをつくる

前期基本計画での取組状況

様々な人権問題解決のため、地域社会や家庭、職場といった身近な日常生活の場において、差別を見抜き、差別を許さない指導的行動のできる市民を養成するために、ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」を開催してきました。

また、啓発冊子「わたしたちにできること」を全戸配布し、様々な人権課題について広く市民に啓発を行うとともに、各種研修会においてもこの冊子を活用し、人権問題に関する正しい理解を深めることにより、人権尊重のまちづくりに努めています。

現状と課題

本市では、市民と行政のパートナーシップによる人権尊重社会の実現を目指し、「人権施策推進指針」、「同和行政基本方針」に基づき、その方向性を明らかにし、事業を展開してきました。

また、平成 18 年度に人権尊重都市を宣言し、内外に人権尊重の大切さをアピールしてきました。

しかしながら、その後の社会情勢の変化は著しく、深刻化する子ども、高齢者、女性への虐待の増加、また、インターネット上での名誉毀損、さらには、東日本大震災の発生やそれに伴う原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権課題も顕在化してきています。

また、今なお差別意識や偏見による人権侵害の存在が認められることから、人権課題の解決を図るため、より一層の取組の強化が求められています。

このため、引き続き、学校・家庭・地域社会を通じて、広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育、人権啓発を総合的に推進するとともに、市民一人ひとりの努力によって人権尊重の意識を高め、人が人として互いに尊びあい、すべての人々の人権が保障される、明るく住みよい地域社会を実現する必要があります。





集会所での成人講座・防犯教室

基本方針

すべての市民が、お互いの人権を尊重しながら共に生きる「人権尊重のまちづくり」を目指します。

施策の体系

人権尊重のまちをつくる
- 7 人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図る
- 8 人権教育を推進し、人権尊重の心をはぐくむ

単位施策

7　人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図る

すべての市民が、お互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現するため、人権啓発を推進するとともに、身近な人権相談を充実させることで、人権意識の高揚を図ります。

主な事業

- 市民啓発の充実と推進
- 人権相談・生活相談の充実
- 人権問題研修会・講演会の開催

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
人権意識が向上していると思う市民の割合	47%	55%	53%	60%（60%）

単位施策

8　人権教育を推進し、人権尊重の心をはぐくむ

人権教育に係る研修会を中心とする学習機会の拡充を図るとともに、これらに取り組む指導者の育成に努めます。また、基本的人権尊重の理念に基づいた人権教育を推進します。

主な事業

- 人権教育研修の拡充
- 集会所事業等の見直しと効果的活用

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
人権教育研修の回数と参加者数	69 回 4,208 人	75 回 4,500 人	113 回 7,586 人	115 回 ↗ （80 回） 7,700 人 ↗ （4,800 人）

施策 6

国際理解、国際・国内交流を推進する

前期基本計画での取組状況

熊谷市国際交流協会[注1]と連携し、市民の国際理解を促進するための各種語学講座の開催や、国際交流バスツアー、国際交流パーティー、料理教室の開催といった友好親善活動、在住外国人支援事業として、外国人のための日本語教室、外国人による日本語スピーチコンテスト等のほかに、英語・中国語に堪能な嘱託職員を活用した相談などの充実も図ってきました。

新たな取組では、「世界の文化を知ろう！」と題して、外国人による母国の文化紹介の講座開講、海外日本語教師の研修の一環であるワンナイトステイとして、アジアの研修生のホームステイの積極的な受入れや、小学校の国際理解教育への外国人講師の派遣といった人材リストの活用等、時代のニーズに合った事業の展開を行っています。

現状と課題

本市に住んでいる外国人は、平成 24 年 12 月末現在 2,624 人を数え、国籍別では中国が一番多く、フィリピン、韓国の順になっています。

民間外交の役割を担って平成３年６月に設立された熊谷市国際交流協会が、これまで実施した国際交流事業は、市民に定着するとともに、多くの市民や市内に住む外国人が積極的に参加し、交流を深め、市民の国際理解が向上しています。

また、ニュージーランド・インバーカーギル市との国際姉妹都市提携は、平成５年４月から続いており、市民の相互訪問、中高生ホームステイツアーを行い、市内の３つの高校及び大学はインバーカーギル市の高校、大学と独自の交流を築き、国際理解・国際感覚の醸成の一助となっています。

今後も、企業、市民のグローバル化を支援するため、市の取組と国際交流協会のさらなる機能の充実が求められています。

そうした中で、東日本大震災を契機として、国内交流が、市民主導で始まるなど、国の内外を問わず、文化をはじめあらゆる分野での交流が期待されており、市民の主体的、永続的な活動を見守りながら、国際理解、国際・国内交流を進めていく必要があります。



日本語教室

注１　**熊谷市国際交流協会**：世界の人々と教育、文化、スポーツ、産業などのあらゆる分野の交流を通して友好の絆を強めるとともに、市民の国際意識の高揚を図ることによって、世界平和に寄与することを目的に、平成３年６月に設立された。市からの助成金と会員の会費で運営されている。

基本方針

国際交流協会を軸に、市民・事業者・教育機関との連携を図り、国際理解・国際交流を総合的に推進するとともに、国際感覚を持った人材を育成します。

国内交流については、市民の主体的な交流を応援します。

施策の体系

国際理解、国際・国内交流を推進する ―― ９ 国際理解、国際・国内交流を進める

単位施策

９　国際理解、国際・国内交流を進める

多民族・多文化との交流・理解を通して国際化を推進するとともに、国内交流を促進します。

主な事業

- 日本語教室の開催
- 外国人による日本語スピーチコンテスト
- 世界の文化を知ろう講座の開催
- 市民訪問団の受入れ、派遣
- 国際交流パーティーの開催
- 国際交流バスツアーの開催
- 中高生ホームステイツアーの実施
- 国内交流の促進

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
国際交流協会の事業への参加者数	1,558 人	2,000 人	2,180 人	2,500 人（2,500 人）



インバーカーギル市との姉妹都市提携 20 周年記念調印式

施策 7

男女共同参画社会を確立する

前期基本計画での取組状況

男女共同参画に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するため、「熊谷市男女共同参画推進計画」を策定し、各種セミナーの開催や男女共同参画の推進に取り組む関係団体への支援をはじめ、**男女共同参画社会**[注1]の実現に向けて様々な事業を実施しました。

また、この計画にはDV[注2]防止基本計画を盛り込んでおり、配偶者等からの暴力の根絶に向けて、相談業務などDV被害者支援にも積極的に取り組みました。

さらに、「熊谷市男女共同参画推進計画」を見直すため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、市民の意識や生活の実態の把握を行いました。

現状と課題

国の「第3次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画社会の実現は政府が一体となって取り組むべき最重要課題であると捉え、様々な関連施策を展開しています。

本市においても、「熊谷市男女共同参画推進計画」に基づき関連施策の推進に取り組んできた結果、市民の意識の上でも少しずつ男女共同参画が進んでいます。

しかしながら、**性別による固定的な役割分担意識**[注3]の払拭、各種団体の役員等への女性の登用、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現などにおいて依然として課題が残っており、さらに市民や事業者と連携して取り組む必要があります。



女と男のセミナー

注1　**男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

注2　**DV（ドメスティック・バイオレンス）**：配偶者や恋人などからの身体的・精神的・性的・経済的暴力のことで、男性から女性に向けられるケースが圧倒的に多い。

注3　**性別による固定的な役割分担意識**：「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、性別で役割を決めようとする固定観念のこと。

基本方針

男女平等の意識づくり、男女が共に参画できる社会づくり及び男女が共に働きやすい環境づくりのための様々な施策を実施します。

施策の体系

男女共同参画社会を確立する ―― 10　男女共同参画を推進する

単位施策

10　男女共同参画を推進する

男女共同参画社会実現のため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進などの啓発事業や女性の人材発掘・育成、ＤＶ等の相談への対応に取り組みます。

また「市民との協働」という観点から、関係団体への支援を行います。

主な事業

- 女と男の情報紙「ひまわり」の発行
- 配信(出前)講座の実施
- 各種セミナー・フォーラム等の開催
- 女性人材リストの拡充
- ＤＶ等の相談

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
各種審議会への女性の登用率	25%	35%	26.3%	40%（40%）
男女共同参画が進んでいると思う市民の割合	43%	50%	46%	55%（55%）



女と男の情報紙「ひまわり」

施策 8

平和なまちをつくる

前期基本計画での取組状況

平成 21 年 4 月には「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界各国の都市で構成される「平和市長会議」へ加盟しました。また、戦後 65 周年にあたる平成 22 年 7 月には、市民皆様に改めて、平和の尊さを考える機会ととらえ、期間と内容の充実を図り、熊谷図書館と共催で「戦後 65 周年熊谷空襲とその時代展」と題して、戦時中の生活用品や戦争パネル等の展示を行うとともに、郷土史講座「熊谷空襲を語る」講演会を 7 月 28 日から 8 月 29 日までの間で開催し、4,998 人の来場者がありました。

現状と課題

現在、戦後世代が増加する一方、戦争体験者は高齢化し、私たちの意識の中から戦争の悲惨さや平和の尊さが風化しつつあります。本市は、昭和 20 年 8 月 14 日、終戦の前夜に日本本土で最後の空襲を受け、多数の犠牲者を出し、県内唯一の戦災指定都市となりました。このことを心に刻み、戦争の悲惨さと平和の尊さを語り継ぐなど、非核平和都市宣言の趣旨に基づき、各種平和事業を行い、恒久平和の実現を図る必要があります。



平和展

基本方針

戦争の悲惨さ・平和の尊さを再認識するため、平和事業の推進・周知を通じて平和についての啓発活動を行うとともに、市民の恒久平和の実現に向けた活動を支援し、恒久平和の実現に努めます。

施策の体系

平和なまちをつくる ―― 11　平和事業を推進する

単位施策

11　平和事業を推進する

熊谷市非核平和都市宣言の趣旨に基づき、市民の平和意識を高めるため、平和展の開催、平和バスの運行、平和基金の充実・活用、広告塔・懸垂幕の掲示等啓発活動を推進するとともに、スポーツ・文化村に、熊谷空襲関係を中心とする平和資料の常設展示室を整備します。

主な事業

・平和展の開催
・平和バスの運行
・平和基金の充実・活用

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
平和展の入場者数	788 人	900 人	1,096 人	1,200 人（1,200 人）
平和バスの参加者数	21 人	50 人	48 人	70 人（70 人）